

七戸町公共施設等マネジメント計画（概要版）

1. 計画策定の目的

本町は、平成の大合併で旧七戸町と旧天間林村の2町村が合併し平成 17 年3月 31 日より発足しました。その成り立ち上、2町村分の施設を維持継続的に使用していますが、公共施設等の利用需要は刻一刻と変化しているため、施設の適切な規模とあり方を検討するために策定します。

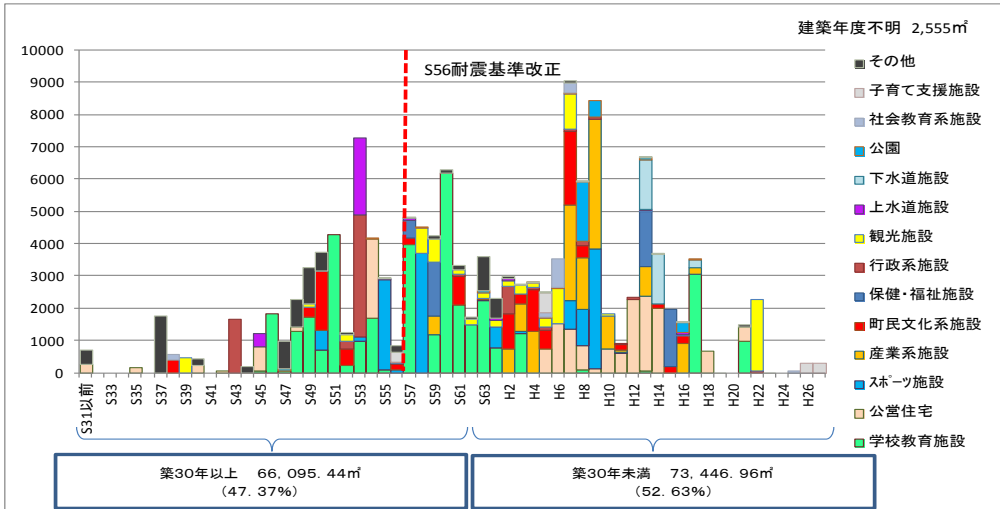
2. 公共施設等の現状と課題

本町の総人口は、平成 27 年10月 1 日時点で 15,709 人となっており、現在も減少の一途をたどっております。これに対し、所有する建築物の総延べ床面積は 139,542.40 m²で町民一人あたりの延べ床面積は約 8.88m²となり、全国平均の 3.22 m²と比較すると、約 2.76 倍の高水準となっています。この現状を踏まえると、今後も全国平均を大きく上回る状況が予想されます。

また、一般的に建物の大規模改修の目安とされる 30 年以上を経過した建築物の延べ床面積は 66,095.44 m²と全体の半分程度を占めており、老朽化が進行しています。

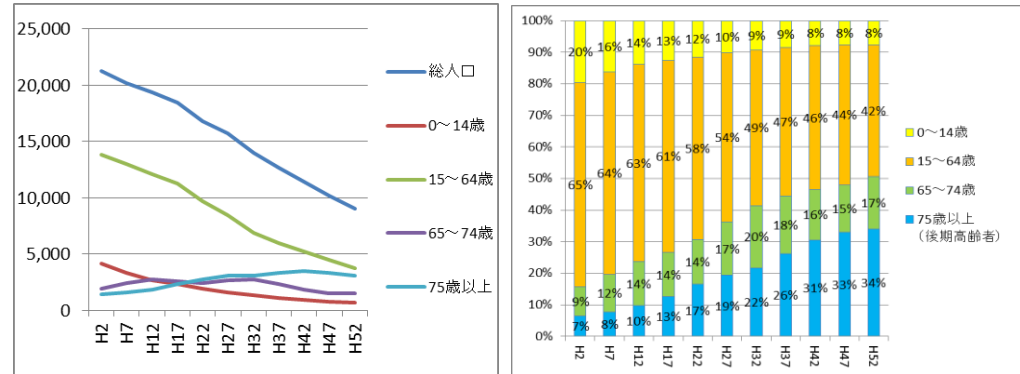
インフラ施設（道路・橋梁・上水道・下水道）については、一般的な耐用年数を迎えるものも存在し、更新にかかる工事も発生しています。

こうした現状から、特に建物に関して、町民一人あたりの延べ床面積の縮減や長寿命化措置の実施、または、取り壊しを含めた公共施設の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。



3. 人口の現状と課題

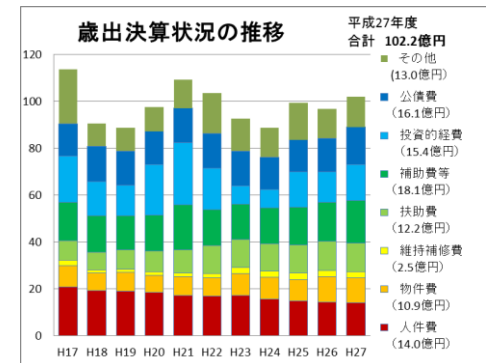
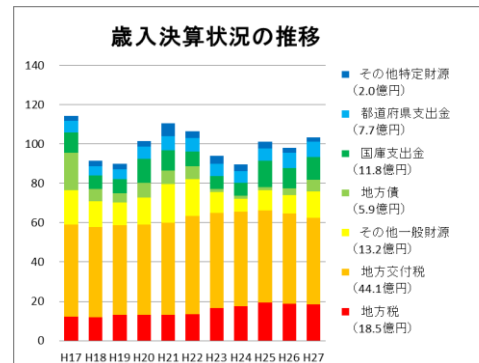
本町の人口は昭和 60 年以降年々減少し続けており、今後は 5 年ごとに約 1,000 ~1,500 人ずつ減少していくと推計されています。また、生産年齢は大きく減少しているのに対し、65~74 歳までの人口は微減となり、後期高齢者である 75 歳以上の人口は平成 42 年まで増加する事が予想されます。推計での数字にはなりますが、少子高齢化が一層進むことが懸念されます。



4. 財政の現状と課題

本町の財政状況を見てみると、歳入においては全体の半分近くが地方交付税収入であります。歳出については人件費の抑制を図ってはいるものの、児童に対する支援や手当、各種医療費補助金などの扶助費が増加傾向にあり、更に今後は公共施設の更新・改修、町道の改良・新設などにより、投資的経費も増大していく見込みです。

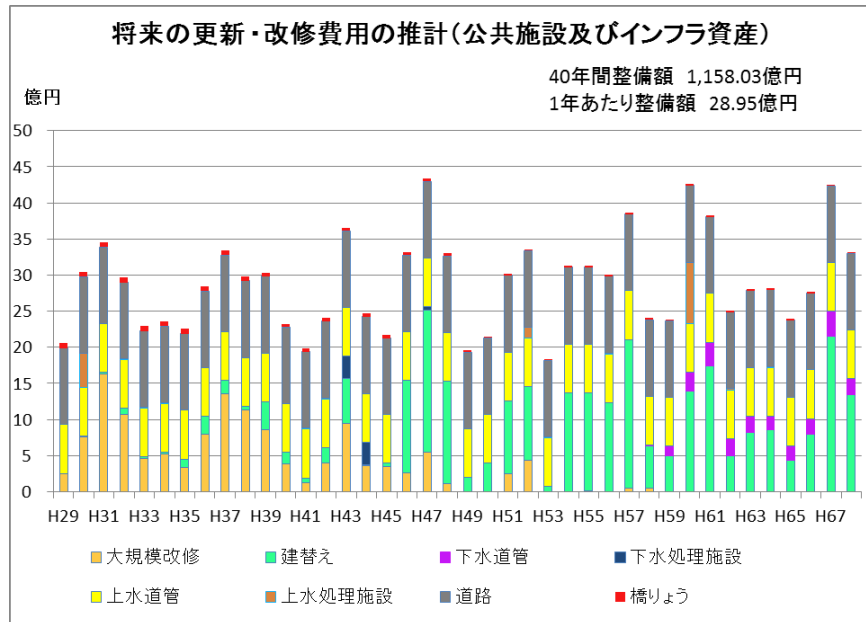
歳入の半分近くを占める交付税においては、現在の合併算定替による増額は、平成 27 年度以降段階的に縮減されており、平成 32 年度には完全終了します。平成 26 年度に比べ平成 32 年度の交付額は約 6 億円少なくなることが予想されるため、こうした状況を見据えた対応が必要とされます。



5. 将来負担コストの課題

総務省提供ソフトを活用し、今後 40 年間、このまま公共施設をすべて保有した場合の試算をしたところ、40 年間で約 1,158 億円、年平均 28.95 億円となることが予想されます。

この結果から、現在保有しているすべての施設の更新・改修、道路や橋りょう、上下水道管の更新が非常に困難であることが想定され、対策を行わない場合は建物やインフラ施設が維持・補修を行えない為、住民サービスの低下や倒壊の危険性が高い建物の増加などが危惧されます。



④耐震化の実施方針

旧耐震基準施設は優先順位を付け耐震化を進め、診断未実施施設はソフト面の対策を講じます。

⑤長寿命化の実施方針

施設の点検・診断結果等を基に長寿命化が有利な場合は、長寿命化を講じます。

⑥民間活力の活用

公共施設等の管理運営や更新については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産の活用、サービスの向上等を総合的に判断し民間活力の活用を推進します。

⑦廃止施設の活用、処分

用途廃止した施設には、健全な施設は転用や民間への貸付等の有効活用を図り、不健全又は活用が見込めない施設は計画的に解体を行います。

(3) 個別施設計画の策定

前述の基本方針を踏まえ、施設類型ごとに個別の施設整備計画を策定します。

①学校教育施設

少子化に対応した長寿命化改修を行い、コストの縮減、平準化を目指します。

②公営住宅

日常的、予防的な維持管理を実施し、コストの縮減や平準化を図ります。

③スポーツ施設

施設規模が大きい為、基本データを整理し、コストの縮減や平準化を図ります。

④町民文化系施設

住民の利便性を考え、適正な施設配置でトータルコストの縮減を図ります。

⑤道路・橋りょう

適正な維持修繕を行いコストの削減、健全な交通ネットワーク整備を図ります。

⑥農林関係施設

点検・診断から状態を把握し、適正な維持修繕を行いコストの縮減を図ります。

⑦上下水道施設

人口・世帯数の変化を見据え、適正な維持修繕を行いコストの縮減を図ります。

6. 適正管理に関する基本的な考え方

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間とし、必要に応じて更新します。

(2) 基本方針

①施設総量の縮減

人口減少により現状の全施設の維持は困難である為、施設の総量を縮減します。

②点検・診断・維持管理の実施方針

法定点検・診断のほか、必要に応じて老朽度調査や耐震診断を行い、予防保全の考え方により早期の対応を図ります。

③安全確保の実施方針

利用者の安全確保を最優先とし、危険な施設は一時的な供用停止や応急措置等を行います。

7. フォローアップ（推進体制）

(1) 進捗管理

この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

(2) 町民や議会との協議

本計画に基づく公共施設、インフラ施設の整備・監理方針については、議会や町民へ広く情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

(3) 庁内の取り組み体制・情報共有

公共施設等の管理については、施設類型（道路、学校等）ごとに各課において管理されていますが、総合的かつ計画的に管理をするため、管財担当課（財政課）において情報を取りまとめ、全庁的な情報の共有を図ります。